

これは零細農耕と合せて留守家族の自給的生活を支えるだけのものにすぎない。また、漁業における資本主義の発展にともない出稼漁民は増大する傾向にあるが、それが定着せず季節的な移動に止るところにその限界がみとめられる。

以上本書の内容についてその極くあらましをみてきたのであるが、通じての特色は前にも述べたごとく漁村の類型はその構造類型に求めらるべきであり、資本主義の発達による漁村の変質展開の過程の中にそれを見出そうとする態度である。著者は漁村の変質の基軸を漁民層の分解にあるとして一八章の各章においても漁民の階層構成について漁業従事状況、漁船の所有、土地の所有、その他兼業等の項目をあげてとくに詳細な検討を加えている。けれども資本主義の発展による漁村の変質の極に出現する漁港についての記述がみられない。著者もⅡの(4)について漁船動力化を契機とするマニユ的漁業の発達にともなつて、その中心として工業における地方工業都市のごとく形成された漁港であると述べているが、第七章ではその構造分析は残念乍らみられない。「序説」がマニユ的漁業の発達

にとくに重点を置いたものであつただけに、本書にその展開がみられないのはもの足りな

い感じがする。

また、各章とも各々の漁業地帯のケルンをなす漁村が例示されて具体的に考察がすすめられているが、漁村の基本構造を規定する漁業生産の様式を左右する漁場の自然条件に対する考慮が全く欠除している。それに各々の漁村のもつ歴史的な背景、その置かれている地理的位置、これがいま少し加えられたならば本書の記述は一段と精彩に富み、例示された漁村に対する親しみ感じられたらうと惜しまれる。しかしこのような不満もけつして本書の評価に低きを加えるものではない。最後に菲才をも顧みず妄評を加えたことをお詫びする次第である。(A5版四六六頁定価七〇〇円東京大学出版会)

——島田正彦——

佐藤進一、池内義資編

中世法制史料集

第二卷室町幕府法

一

一 昨年秋季刊行された「中世法制史料集、第一巻鎌倉幕府法」に続いて、待望の「第二巻室町幕府法」が今度出版された。法令はその当時の社会の現状を總括的に示しているもので、従つて中世法令の集大成は法制史のみならず中世史全般の研究の爲にも極めて重要な仕事である。しかしこれは言うに易いが、実行することは非常な忍耐、努力を要するものである。しかるにその困難をおしてこのように次々にその成果の刊行がなされることは、中世史の研究を志す者に計り知れない恩恵をもたらすであらう。

他に比較して割合研究の深められている鎌倉幕府法制に關しても、兎角よい底本が得難く、且つ又近衛家本式目追加を始め未刊の追加法令集が少くないこと等によつて、研究の前進はややもすれば阻害され易かつた。しかしそれも本書第一巻の出版によつて、法令に關しては現在望みうる最上の状態と言つてもよい程に迄解決され、研究の一層の発展を期待し得ることになつた。室町幕府に關しては、その研究は比較的遅れており、手薄をかこたれていた。それ故室町幕府法制の研究を進めようとする者にとつては更に多くの困難

があつた。まず第一に直面する問題は室町幕府法令并にその関係史料の蒐集整理である。未刊の法令集、文書、記録等に散見する史料を広範囲に集め、その批判、考証等を加えることは多くの日時を要する仕事で、この点が研究を進める上で大きな障碍となつていた。それが今度の本書の出版によつてこの大きな障碍が除かれ、研究者の共同財産の一つに加えられたことは、遅れていた室町幕府法制の研究のみならず、室町時代の研究全般に関しても、易するところは極めて大であるといつて過言ではないだらう。

## 二

本書の構成は第一巻と同様、三部に分れ、第一部建武式目、第二部追加法、第三部参考資料で、なお付録として沙汰未練書、武政軌範、第一巻補遺が収められている。

第二部は建武以来追加、建武式目追加その他の追加法令集を中心にして、蛭川文書やその他の文書、日記等でその欠を補っている。特に本書にも多く引用されている蛭川文書その他の蛭川家伝来の史料は重要なものである。蛭川氏は室町幕府政所執事伊勢氏の被官

として政所代を世襲した家柄で、その文書には室町幕府関係のものが多し。しかもそれは室町幕府の公文書に準ずる性質を有するもので、室町幕府研究上不可欠のものである。その中には特に土一揆、徳政、その他経済関係の法令等も豊富で、社会経済史上からも注目されてきたものである。それ等の法令が多数本書に収められていて土一揆、徳政その他の研究の爲にも極めて便利である。その他円覚寺文書等から寺院規式をも選び出す等、多方面に亘る法令が収録されている。

第三部参考資料は、第一巻のそれに比してはるかに量が多く、頁数においては第二部より少しく勝つている程である。室町幕府の出した法令の発布、内容等を窺ひ知ることの出来る史料を、多くの文書記録から広く集めてある。この中にも半済、徳政、土一揆、商業等に関する史料が多数含まれている。

又詳細な補註が付せられ、考証、関係史料が詳しく述べられている。これによつて本書の利用者は更に一段の便宜に恵まれることになる。特に各条項に関連ある文書が多数引用されていることは本書の史料集としての価値を更に高めている。

又付録として巻末に沙汰未練書及び武政軌範が収められている。前者は鎌倉幕府の法律用語の解説、訴訟文書の文例を示したもので、鎌倉幕府の訴訟制度研究上不可欠のものである。本書の系統には二種あり、統群書類従本の系統と史籍集覽本の抄本の系統とがある。前者では松岡本、神宮文庫本等があるが、この中では統群書類従本は最も悪いと言われる。従来手輕に利用し得たのは最も悪いといわれる統群書類従本で、松岡本等は簡単に利用することは困難であつた。それが今度本書において松岡本を底本とし、今一つの抄本ながらも古い形を伝えると考えられる井上本（史籍集覽本の原本）を以て校合せられたことは、沙汰未練書を利用しようとする者にとつて全く好都合なことである。

又武政軌範は室町幕府訴訟制度の解説書とも言うべきものである。本書は統史籍集覽に取められているのみで、その入手は免角困難であつたが、ここに取められたことによつて室町幕府の諸法制と併せて同時に利用し得ることになつた。

巻末に第一巻の補遺が入れられ、この両巻で、鎌倉、室町両幕府の法令及びその関係史

料が集大成された。この優れた本書に對して一つだけ注文をつけさせて頂くならば、本巻に幕府法全体の索引が付けられなかつたことが残念である。「あとがき」に記しておられる如く、索引が付けられなかつたのは刊行期日の切迫等によつて不可能であつたからであり、全く止むを得ない事情によるものであつたのではあるが、しかし望蜀の思を禁じ難いものがある。

### 三

佐藤、池内兩氏の多年にわたる幕府法研究の成果が余すところなくこの兩巻に収められたのであるが、地味な史料批判、考証の累積であるこの史料集編纂の労苦には、我々の想像を絶するものがある。ここ数年來多くの史料集が出版されている。しかしその編纂に當つて特に多大の労力を要求される点においては竹内理三氏の「平安遺文」にも匹敵するものであり、又学界に裨益する点においても戦後の多くの史料集中の双璧と言つても差支ないであらう。(どの史料集においても、良心的な編纂を行おうとすれば非常な努力が必要であり、又それぞれが高い価値を有しているのであるから、それに甲乙をつけようと

する考え方をすることは僭越な行いではあるが。) 本巻に引續いて、第二部の戦國家法、第三部の公家法、本所法、村法等の出版が順調に遲滞なく運ばれることをお祈りすると共に、編纂者の辛苦の成果を利用させて頂くことにあつく御礼の言葉を申し述べたい。(A5四六八頁、口絵写真四葉、岩波書店)

——田中 稔——

バックナムバーのお知らせ  
左記の各号に限り、小致在庫いたします。御希望の方は、前金にて当会宛御申込下さい。

( )内は定価・送料。特記なきものはすべて定価百円、送料八円です。

- 三三卷 一号(八〇 千一六) 二号(八〇 千一六) 五号(八〇 千一六)
- 三四卷 一・二合併号(一四〇 千一六) 四号(八〇 千一六)
- 三五卷 四号
- 三六卷 一号・二号・四号
- 三八卷 二号・三号・四号・五号・六号(二三〇 千一六)
- 三九卷 三号・四号・五号・六号(二〇〇 千一六)
- 四〇卷 一号・二号・三号・四号

史学研究会  
振替京都五一五五番